

買収前の所有者等への売払い に関する公告

下記 1 の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第 8 条第 4 項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第 1 項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第 2 項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記 2 の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して 6 か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第 64号）第 1 条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第 1 項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和 8 年 9 月 9 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者 の氏名及び住所	備 考
山形県最上郡大蔵 村大字赤松字烏川 996番 3 用悪水路 20m ² （買収時：山形県 最上郡大蔵村大字 赤松字烏川996番 田 1 畝 1 歩）	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり

山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川997番10 用悪水路 34m² (買収時：山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川997番3 田 3 畝)		
山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川997番11 用悪水路 7.02m² (買収時：山形県最上郡大蔵村大字赤松字烏川997番3 田 3 畝)		
福島県福島市町庭坂字原際77番 原野 206m² (買収時：福島県信夫郡庭坂村大字町庭坂字原際12番山林 1 畝13歩)	庭坂村長 福島県信夫郡庭坂村大字庭坂	
岩手県久慈市侍浜町北野第10地割225番 原野 77m² (買収時：岩手県九戸郡侍浜村大字北侍浜北野第10地割11番6 原野6 町1 反6 畝3 歩)	氏名不詳 住所不詳	
秋田県山本郡三種町森岳字街道東268番1 畑 210m² (買収時：秋田県山本郡森岳村字街道東268番 畑1 反2 畝22歩)	氏名不詳 (森岳村) 住所不詳	

秋田県秋田市手形 字向搦田 4 番 1 畑 849m ²	氏名不詳 住所不詳	
秋田県横手市雄物 川町薄井字西走28 番 6 雑種地 321m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
秋田県横手市雄物 川町薄井字西走28 番12 雑種地 4,763m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり
秋田県横手市雄物 川町薄井字西走28 番17 雑種地 207m ²	氏名不詳 住所不詳	公共利 用計画 あり